

グループ通算制度の税効果に関する実務対応報告案、公表議決

—ASBJ、税効果会計専門委

去る3月18日、企業会計基準

委員会は第73回税効果会計専門委員会を開催した。前回（本誌2021年4月1日号（No.1607）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」について審議が行われた。

経過措置に関する取扱い

前回の専門委員会と親委員会での指摘を踏まえ、経過措置の取扱いの再整理が行われた。本件は、税制の移行と会計方針の変更の2点が関係するが、会計方針の変更の観点からは適及適用することが確認された。

税制の移行については、連結納税制度からグループ通算制度へ移行するケースが主な論点となる。前回の審議で、強制適用

する場合には期首の利益剰余金で調整し、早期適用する場合には会計方針の変更の影響を期末の損益に含めるとする案が提案されたが、取扱いの齟齬等に懸

念が示されていた。

この点、本実務対応報告案は基本的に実務対応報告5号、7号の会計上の取扱いが踏襲されており、会計方針の変更に伴う重要な影響は生じないと想定されるため、変更の影響はないものとみなし、強制適用・早期適用とも、税制の変更による影響を適用初年度の損益に計上することとする対応案を提示した。

専門委員会からは、変更の影響を損益の計上に統一すること自体にはおおむね賛同が示された。一方で、『会計方針の変更』には当たるものの、その影響はないとみなすならば、適及適用の可否を文案で明確に示したほうがよいのではないかと指摘があり、事務局から肯定的な回答があった。

連帯納付義務に関する注記

事務局は連帯納付義務に関する注記について、従前の取扱いを踏襲し、「偶発債務としての注記を要さない」とする文案を示した。この理由としては、①実

務対応報告5号の会計処理・開示を踏襲していること、②連帯納付義務は制度に内在する義務であり、グループ通算制度を適用していることを注記とすることとしていることから、別途、偶発債務の注記を行う有用性は乏しいことが挙げられた。

これに対し、専門委員会からは賛同の声が聞かれた一方で、「経営者の判断で注記が検討される場合もないとはいえず、そのような場合でも注記をしなくてよいと捉えられてしまう懸念がある。『注記を要さない』とまで明記することは反対」との意見も示された。事務局は「実務上、連帯納付義務が発動されることはほとんどないと考えられる。再検討するが、公開草案への反応もみていきたい」と述べた。

投資簿価修正に関する取扱い

前回の親委員会でも、評価損を計上した場合の投資簿価修正に関して、繰延税金資産および繰延税金負債の内訳注記の取扱いを明確にするよう要望があった。

これに対し、事務局は、評価損を計上する場合の注記方法について、実務対応報告5号でも明らかにされていないため、本実務対応報告でも取扱いを示さないこととした。

親委員会での審議

去る3月25日に開催された第454回親委員会でも審議された。

最終的な文案について、委員

からは賛成意見が多く聞かれ、委員全員の賛成で公表議決された。コメント期間は2カ月半程度

会計

検針日基準への対応に関する改正収益認識適用指針、公表議決

—ASBJ、収益認識専門委

去る3月18日、企業会計基準

委員会は第112回収益認識専門委員会を開催した。

第453回親委員会（2021年4月1日号（No.1607）情報ダイジェスト参照）で審議さ

が行われた。専門委員会からは、文案について軽微な指摘がなされたものの、公開草案の最終基準化に向け、特段の反対意見は聞かれなかった。

親委員会での審議

去る3月25日に開催された第454回親委員会でも、特段の反対意見は聞かれず、委員全員の賛成で公表議決された。

会計

改正リース会計基準の文案イメージ、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る3月17日、企業会計基準委員会は第98回リース会計専門委員会を開催した。

これまでの専門委員会および親委員会でも、改正リース会計基準の開発について、主要論点の

検討が行われている。

今回、事務局から、これまでの議論における事務局案をもとに作成された文案のイメージが示された。この文案をもとに、今後どのように議論を進めてい

くかについて、検討された。

文案イメージは、会計基準と適用指針それぞれについて、現行のリース会計基準と改正案、IFRS 16号「リース」を一覧としたもの。

主な審議事項は次のとおり。

リースの識別

指図権について、適用指針の文案では、次のように示されている。

4-3 前項において、「資産の使用を指図する権利を有する」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当することという。
(以下、略)

委員からは、「IFRS 16号では『顧客は、下記のいずれかの場合にのみ、使用期間全体にわたり特定された資産の使用を指図する権利を有する』とされているが、改正案では『使用期間全体にわたり』が削除されている。IFRSではリースの対象であるものが、日本基準では対象に入らないことになり得る。定義はそろえるべき」との意見が出され、事務局は「簡素で利便性の高い基準にするために、ワーディングでどこまで簡素にするかという観点で行っ

た。検討する」と回答した。

リース期間

次のような会計基準の文案が示された。

7-7 借手及び貸手は、リース期間について、借手の解約不能期間に以下の期間を加えて決定する。

- (1) 借手がオプションを行使しないことがほぼ確実である解約オプションの対象期間
- (2) 借手がオプションを行使することがほぼ確実である延長オプションの対象期間
(以下、略)

ここで、閾値について、IFRS 16号の「reasonably certain」を「合理的に確実」ではなく、「ほぼ確実」と訳している。適用指針の結論の背景で、その説明を行うとの方針が示された。

委員からは『ほぼ確実』はIFRS 16号より一段高い印象、「IFRSと同じであるなら、『合理的に確実』にそろえたほうがいい」との意見が聞かれ、事務局から『合理的に確実』という言葉が日本語としてわかりにくいのでは、という観点か

会計・監査 カンメの要

KAMを知っていますか

公認会計士
手塚 仙夫

KAMとは、原則として会計監査人の監査報告書に書かれるものである。「原則として」と書いたのは、金融商品取引法の監査報告書には記載が義務化されているが、会社法の監査報告書では任意扱いとなっているからである。これは、2018年の監査基準の改正に伴い導入された制度で、監査報告書に「監査上の主要な検討事項—Key Audit Matters (KAM)—」を記載することになったものである。この導入背景は、会計監査人の監査報告書は、ほとんどが無限定適正意見でありその文章は似通ったものが多く、監査の内容がわからないという一般的な指摘を受け、監査内容をわかりやすくするための一環として導入されたものである。この制度の適用は、2021年3月期からであるが、早期適用が認められていることから、すでにいくつかの実例をみる事ができる。これからの本格的な制度スタートを控え、KAMとは何かについて整理してみる。

KAMとして識別されるものは、①監査役等と協議した事項のなかから特に重要と判断したものであり、②経営者が行う注記を代替するものではない、③除外事項を代替するものではない、④

継続企業の前提に関する代替情報ではない、⑤当該重要事項の個別意見ではない、と説明されている。さらに特検リスク、内部統制の不備、未修正の虚偽表示などは、それ自体がKAMとなるのではないが、一部KAMとなる場合もあるとされている。

前記の説明では理解が難しいと思われるので、視点を変えて説明すると、虚偽表示リスクが相対的に高い項目、不確実性が高い会計上の見積り、組織再編などの重要事象の影響などを考慮して判断するものとされている。

また、KAMはリスクアプローチの監査において監査人がどこに重点を置いたかを説明するもの、すなわち、どのような監査を実施したかの情報を提供するものと説明されている。

KAMの特徴について要約して説明したが、なかなか理解が難しいということがわかった。そこで理解を深めるための課題について考えてみる。

KAMの対象となる事項の母集団は、監査役等と協議したものである。具体的にはどのようなものか。通常、監査人と監査役等とのコミュニケーションとしては、監査計画（リスク評価を含む）、

発見事項（内部統制を含む）の説明が中心である。そのなかで注目されそうなものとして、リスク評価の内容と監査対応が考えられる。発見事項としては、重要性が高いので修正されているものと、重要性が低いので未修正のものがある。

まず、リスク評価とその監査対応を考えた場合、どこまで詳細に書くのか、および監査結果まで触れるのが気になる。現場が迷う点である。また、発見事項に関しては、修正された発見事項についてはその事実だけでは不十分のように思われるので、発生原因まで触れるとすると、計画段階でのリスク評価まで言及することになりそうであるが、どう書くか迷いそうである。未修正の発見事項をKAMとして記載することした場合、そもそも修正しなくてよいのかという疑問が最初に出てくる。このように実際にKAMとして記載する場合、課題がいろいろありそうである。

問題の指摘ではなく、どのような監査を実施したのかという観点から重要事項として説明するとなると、頭を悩ますことになりそうである。しばらく試行錯誤が続くと思われる。

ら修正した。検討する」との回答があった。

今後の議論の方向性

今後も同様の方式で、積み残しの論点について、議論が行われる予定。

親委員会での議論

去る3月25日に開催された第454回親委員会でも同様のテーマにつき、審議が行われた。委員からは、「IFRS 16号のすべてではなく、主要な定めを取り入れることで簡素で便利

監査

品質管理基準等の改訂、ISQM 1をもとに議論

企業会計審議会監査部会

去る3月22日、金融庁は、第50回企業会計審議会監査部会

(部会長・堀江正之日本大学商学部教授)を開催した。

前回の監査部会(2021年3月1日号(No.1604)情報ダイジェスト参照)で出された意見をもとに、品質管理基準等の改訂に向けての議論の進み方について審議が行われた。

有限責任あずさ監査法人および八重洲監査法人から各法人の品質管理に関する取組みについて、日本公認会計士協会から中小監査事務所への品質管理基

性の高い基準とする方針であるが、IFRS 16号を取り込んでいない項目については、現場では日本基準かIFRSかどうかを参考にして実務をするか悩ましいのでは」との意見があった。

事務局からは「特に連単とともに日本基準の会社の場合、書かれていない項目についてIFRS 16号を参考にしなければならいとなれば、混乱が生じる。どのように説明するか、今後検討していく」との回答があった。

準改訂に関するアンケート結果について報告が行われた。

事務局からは、品質管理基準等の改訂に向け、ISQM 1(国際品質マネジメント基準1)の構成要素等を中心に議論を進めていくことが提案された。

委員からは、「ISQM 1の構成要素に沿って議論することに賛成。細かい論点よりも大きい観点で議論すべき」、「ISQMでは、監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するた

め、新しいアプローチを採用しているが、これは監査品質を下げてよいということではない」、「事務所規模ではなく、監査対

国際会計

監査と企業統治に関する改革案、公表——英国BEIS

去る3月18日、英国政府のビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)は、「監査とコーポレート・ガバナンスの信頼回復(以下、「本報告書」という)」と題する報告書を公表した。

本報告書は多くの提案をしており、当該提案に関連する98の質問に対して、7月8日まで意見を募集している。

公表の経緯

本報告書は、2019年1月に、英国の監査や証券市場に関する、「英国競争・市場庁(CMA)が発行した報告書での提案(以下、「CMA提案」という)」について、英国政府が募集したコメントに応えるものである。英国政府の主要な関心事は、英国での大企業の破綻に端を発した、監査市場の大手会計事務所であるビッグ4の寡占状況の是正にある。

象(公開企業か、非公開企業か等)で品質を区分すべきでは」などの意見が聞かれた。

報告書の内容

本報告書での監査に関連する主な提案は次のとおり。

(1) 管理した分割監査

FTSE 350(ロンドン証券取引所の株価指数に組み入れられている時価総額上位の350社)に関して、「管理した分割監査(managed shared audit)」の要求を提案している。

「管理した分割監査」では、連結グループの法定監査で、「意味のある部分(meaningful portion)」について、Challenger audit firm(公開企業(PIE)の法定監査をしており、過去2年のいずれかで、監査報酬がFTSE 350全体の法定監査報酬の15%以下の会計事務所)が選任される。「意味のある部分」とは、たとえば、子会社または複数の子会社の監査で、Challenger audit firmの割合

が、総監査報酬、グループ収入、利益、資産の少なくとも1つ以上について、10%以上(望ましくは30%近く)の部分である。

(2) 占有率上限設定導入の権限の留保

前記(1)により状況の改善がない場合には、新しい規制当局によるビッグ4の占有率の上限設定導入の権限の留保(reserve)を提案している。

(3) 監査業務と非監査業務の運営の分割

監査業務と非監査業務の運営の分割については、CMA提案(一部を除いて)を提案している。

(4) ARGA

現行の規制当局(財務報告評議会(FRC)に代わる新しい規制当局(the Audit, Reporting and Governance Authority(ARGA))に、監査市場と会計事務所の回復を積極的モニターする法的権限を与え、要求に従わない企業に対して執行と処罰の権限も与える。

*

なお、ビッグ4とその他の会計事務所の強制的な共同監査についてのCMA提案は、提案されなかった。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 3月22日	「記述情報の開示の好事例集2020」の追加・公表および「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」の更新	金融庁	「記述情報の開示の好事例集2020」について、新たに「重要な会計上の見積り」、「監査の状況」、「役員の報酬等」の開示の好事例を公表したもの。「重要な会計上の見積り」に関しては、新型コロナウイルス感染症が貸倒引当金の計上に与える影響、見積りの仮定に用いた指標等の事例が紹介されている。 「政策保有株式：投資家が期待する公開時のポイント(例)」については、2020年3月期の有価証券報告書でも依然として投資家の期待と開示の現状の乖離が大きいとの意見を踏まえ、投資家が期待する好開示のポイントに沿った事例を更新したものの、政策保有株式の保有・活用方針、EXIT基準、各銘柄の状況等に関する事例が紹介されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210322-3.html	—

金融

長期金利上昇への警戒を示す日銀の政策点検

日銀は2021年3月19日、

定例の金融政策決定会合に合わせ、金融政策の点検を行い、その結果を公表した。基本的には、2016年9月に実施した「総合的な検証」以降の政策効果を評価したが、問題点も指摘した。

第1に、経済・物価への影響をイールドカーブで見ると、中期ゾーンが相対的に大きく、また超長期ゾーンの過度な低下は、金融機能持続の不安感を通じた経済活動への悪影響の懸念があるとした。そこで、対応策として、①貸出促進付利制度を創設し、短期政策金利と連動するインセンティブを金融機関に付与し、利下げ実行時の金融機関への悪影響を緩和するとした。

さらに第2の問題点として、ETFとJ-REIT買入れの効果が、市場の不安定化とその際の買入規模に比例する点を挙げた。そのため、②年間買入額各々12兆円、1,800億円の上限を残すものの、年間増加ペースの6兆円、900億円の目安は削除し、ETFはTOP

IX連動のものに限定する。

第3に、イールドカーブ・コントロールは、市場機能の維持とのバランスの観点から変動幅を容認（直近では±0.2%）したもの、結果的に実際の変動幅が狭くなった。したがって、③長期金利の変動幅±0.25%を明確化する、とした。また、超長期金利の過度な低下のマイナス面にも触れてはいるが、10年物国債利回りについて

証券

株価暴落から1年後を評価する

昨年の今頃、世界の株式市場は新型コロナウイルス感染症の影響で暴落に見舞われた。各国が感染拡大防止のため、ロックダウン等を実施したこと

から、不況への恐怖感が一気に広がったためとみられる。多くの国々で株価は直前の高値からの下落率が30%前後に達した。

ところが、その後の株価の回復は目覚ましかった。コロナ禍は第2波、第3波が襲来したが、

は、一時的な下振れは容認するが、上限は④連続指値オペ制度を導入し大幅な上昇は抑制する、として厳格な対応を示した。

今回の点検内容は、金融緩和の強化より、金利上昇の抑制が強調され、物価が適切なペースで上昇しながら金利上昇が抑制されている形が、日銀にとって望ましいとされていることがわかる。しかし、これは非現実的との見方もある。実際に、米国では物価上昇ペースの加速と長期金利上昇の兆候がみえ始めている。日銀もそれを踏まえて、今回長期金利上昇に対抗する姿勢を明確にしたと考えられる。

株価の調整は限られたものにとどまった。その要因としては、各国政府による大規模な経済対策の影響が挙げられるだろう。

世界の株価を動かす米国の大統領が交代し、新たな経済対策が具体化してきたとの声もある。米株価は弾みがついたように、上値を追い、各国株価もそれに従った。暴落から1年経ち、米国株の位置は前年の最安値から70%程度高いところにある。

日本株価、台湾株価は80%、韓国株価は90%高い位置にあり、その他の主要国市場の株価も30%~60%高くなっている。

現在、世界の株価を支えているのは、大幅な財政出動に加え、日銀が先鞭をつけた異次元の金融緩和と政策の浸透である。この結果、世界中に豊富な投資資金が形成され、小さな好材料に反応し株価が上昇し、悪い材料が出ても株価はさして下がらない、という市場が実現しているように思われる。

ただ、世界景気の回復の足取りがみえてくるにしたがって、株式市場にはどうしてもインフレ懸念、金利上昇懸念が生じる。特に米経済は、もともとインフレ傾向が強く、米株式市場はインフレ↑利上げ、という予想に走りやすいとされている。米FRBを始め、ECB、日銀は、最近も物価上昇に促わらずに金融超緩和、超低金利を堅持する姿勢を明らかにした。

しかし、もし米国の物価上昇が目立つようになった場合、株式市場はFRBの姿勢をどこまで信用するかに注目が集まってくる。株価上昇に都合のよい市場環境の持続性は、この点にかかっているとの見方もある。